港務支部 生活對策

事務處理不整 「裁決」 處遇停止等 中央委員會で確認

六月二十七日港務支部特別生活対策事務処理に関する不整の件について、中央委員会の決定に依り三鉱労組中央委員会議長甲斐詳氏より港務支部前支部長梅崎寅之助氏外八名の旧支部執行委員の提訴を受理した微戒委員会は同二十九日から事実審理に入り、八月八日裁決書告示、同十一日中央委員会に経過を報告し、次の裁決書の確認を得た。

裁決書

港務支部　信号手　二〇〇四三　梅崎寅之助

主文

右は微戒規程第九条第十号除名の項に該当するも、時に情状酌量の余地あるものと認め第十条を適用すると共に同条第三号、第四号の各号を適用し三ケ年の処遇を停止する。

事實及理由

事実【一】微戒委員会に対し虚偽の証言を行つた事実

イ、本人は被提訴者として微戒委員会が事実審理の為喚問し事実に基いて証言する事を確認せしめた上、借用証提出の有無について問い質したる処事実を歪曲し虚偽の証言をし、なお且つその証言を正当化する目的を以て事務員に対し虚偽の証言をなさしめるが如き言動を行つた。

事実【二】規約規程に違反し、組合の秩序をみだしたる事実。

イ、組合長、監事団より生対事務促進の勧告を受けたにも拘らず事務処理に就いて適切なる指示を与えず、なお且つ事務遅延察知后においても自から進んで解決の為努力をせず、職責に適した処置を執らなかつた。然も自から借用証未提出のまゝ借用し他執行委員の借用証等の提出についても充分なる注意把握するら行つていない。

ロ、本人は当時支部長として統轄上の立場にありながら生対業務遂行に積極的でないばかりでなく問題解決の方法として外部に洩らし且つ故意に問題を歪曲して宣伝をなし、組合員、家族に不安と動揺を与へ自から内部不統一を助長し団結を乱すが如き行為を行つた。

事実【三】組合の名誉を毀損し又は組合員たる品位を傷つける行為をなした事実。

イ、牛田対策は三池炭鉱労働組合の一九五四年度における活動方針中の最大眼目であり、本生活対策の完全遂行と成果は三池炭鉱労働組合の団結と不動の闘争闘争陣立の基礎である事を執行部、決議機関及び全組合員ならびに家族が確認し、異常なる関心のもとに必死の努力と協力闘争により一応初期の目的を完遂した処である然るに一九五四年度決算時において事務未処理の為遅延を来し正規の手続を経る事なく突如として新聞報導となり、社会より疑惑の起は別としても不正を認識させ伝統ある三鉱労組の名誉を傷つけるが如き原因を作つた。

ロ、本人は当時支部長として支部を代表し統轄する責任者として正しき判断の下に部長、部員を監督指導しなければならないにも拘らず、誤まる感覚と指導方針に依り、炭婦協役員に対し事実を歪曲して宣伝をなし、外部の圧力により問題を解決せんとしたるは執行部の信を徒らに失墜せしめたるのみならず、支部長としての品位を傷つける行為をなしたものである。

裁決理由

事実【一】の（イ）を検討するに本人は被提訴者として昭和三十年七月六日第一回の喚問を受け、事実に基く口述をなす様申渡し事実審理に入り生活対策資金の貸付を受けたる際、借用証その他関係書類の提出を行つたかどうかとの問に対し、本人は「私は現金引換で提出して居ります」（証十一号第二十八項）と口述し、なお第二回喚問時においても「私の借金については最終的には執行委員会で確認され封筒に入れて四月中旬頃事務員に預けた前後二回程提出している」（証二十六号）と口述し居るも事務員について事実を調査せし処、事務員は「支部長の借用証は受け取つて居りません」（証二十三号第四項）と口述し事実において全く相違せる口述を行い、甚しきは第二回喚問終了後港務支部に立寄り事務員が「貴男の借用証を預つた憶えはありません」という抗議に対して「そんな時は封筒に入れたものを預つたと言つて解げば良い」と言うが如き行為は（証二十三号第五項）故意に事実を歪曲し事務員に虚偽の証言をなす様示唆し本件を計画的に隠蔽し去らんとする行為であり第九条第十号後段のその他不正行為をなした者に該当し微戒委員会に対し虚偽の証言を行い計画的に事実を隠蔽せんとしたものである。以上事実及理由【一】に依り第九条第十号に該当するは明白なるも提訴理由に基き慎重審議の結果提訴状一、二、三の各項の審理に重大なる支障を与えるものでもなく又本人が今日まで長期に亘り組合運動に献身し来つた経歴を勘案し本微戒委員会は特に情状酌量の余地あるものと認め第十条を適用するものである。

事実【二】の（イ）を検討するに本規約第四十二条六項、支部長は支部を代表し組合長の指示に従い執行機関を統轄し……（以下略……とあるにも拘らず組合長、監事団の指示、勧告を隠行せず事務処理について適切なる指示を与えず、事務遅延察知后においても事務解決の為努力しないのみか、借用証提出についても生活対策要綱に従わず責任を回避するが如き行為は職務怠慢の限度を超え規約第四十二号六項に違反せるものと断定する。

事実【二】の（ロ）を検討するに本人は当時支部長として統轄上の立場にありながら生対業務遂行に積極的でないばかりでなく被提訴者道山（当時総務部長）が「実力を以て対抗されゝば止むを得ません」（証十一号二十一項）という唯単なる一時的な事象のみを以つて問題解決の方法を外部に求め故意に事実を歪曲し執行部の不統一を助長し組合員と家族に不安と動揺を与えたる行為は支部の団結と秩序をみだしたるものと断定する。

事実【三】の（イ）（ロ）について検討するに、一九五四年度会計監査時において生対関係の事務未処理のまゝ監査に遅延を来しこの事が突如新聞に記載されあたかも不正あるが如き報道に依り疑惑を抱かせたる事は新聞に直接記事を提供していないにしても、公式発表以前に宣伝したる事実（証三十二号）及証二十六号旧監事団と道山との対決審理に依つても明らかな如く当時支部長として行うべき行為でなく、なお且つ外部の圧力により問題が解決されると確信しているが如き感覚ならびに指導方針は重大な錯誤であると断定すると共に、然も支部長としての品位を著しく傷つけ且つ三池炭鉱労働組合の名誉ある伝統を毀損せるものである。

以上の事実及び理由を綜合し本微戒委員会は主文の如く裁決する。

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合　微戒委員会

微戒委員長　那須　俊春
〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　蓮尾　朝男

裁決書

港務支部　船積手　二二三二六　道山　房人

主文

右は微戒規程第十条第一号、第三号、第四号を適用し二年六ケ月の処遇を停止する。

事實及理由

事実【一】組合長　監事団、財務長が道山に対し生対業務事務処理の早急整理を再三に亘り勧告したにも拘らず履行しなつた事実。故意に組合業務の遂行を妨害した行為。

イ、昭和三十年四月十一日組合長宮川睦男は公認計理士杉原実、監事島田信一より港務支部生対事務遅延状況の報告を受け、翌十二日支部長梅崎寅之助、総務部長道山房人両名を本部に召喚し事務処理の早急整理を勧告せんとしたるも本人は他の業務を口実に召喚に応じなかつた。

ロ、監事団の再三の勧告に就いても本人は遂に聞き入れた返事を繰返すのみで誠意は見られず、何等整備されていなかつた。

ハ、財務長勝木勝敏は組合長より港務支部生対業務遅延の早期解決指導の指示を受け、間接の部度或は電話等で再三促進を要請したにも拘らず、努力の状態は全く見られなかつた。

理由

右の事実に依れば生対事務遅延の一要素には第一次労金貸付、共済会貸付の切替分借用証更新等もあつたが年度末に於ける公認計理士の監査を受けられなかつた状態の中で組合長始め監事団、財務長の勧告に応じなかつたのは証二十二号、証二十六号に依り明らかであり、故意に組合業務遂行を妨害したる行為である。

事実【二】組合規程に違反し組合の秩序をみだしたる事実。

イ、総ての出納は証ひよう書類に基き所定の会計簿に記帳（財務規定第十一条）しなければならないにも拘らず、証ひよう書類たる借用証は整備されず各種伝票も完備されていない。

生対業務執行に当り本部は所定の帳簿を支部に交付しているがそれ等の帳簿を使用していないのみか単にメモのみにより処理している事実は、明らかに財務規程に違反する行為である。

ロ、生対資金貸付に際して借用証未提出の低貸付を行い自己二十六回に亘り借用し、其の都度借用証を提出しなければならないにも拘らず提出せず出金伝票等で処理している事実は、明らかに財務規程に違反する行為である。

ハ、港務支部関係市民税還付金（一二〇、〇一五円）を生対資金に流用している事実は、経理担当者としての職権の乱用であり経理事務の紊乱を来せる行為である。

理由

右の事実に依れば如何なる科目であろうとも現金の出納は各種証ひ書類を添え、正規の台帳に記入しなければならないにも拘らず、不整備の低何等なされて居ない状態であり、道山房人は生対実施前昭和二十九年八月二十三日より生対資金外より立替金として十六回借用し、生対資金で返済して居る。

尚生対資金に就いては資金渉の関係上とは言え十回に分割借用を受けて、然も其の部度借用証は提出されて居ず伝票に依る支払をしている事実は財務規程第九条及第十一条に違反する行為であり、尚昭和二十八年度市民税還付金一二〇、〇一五円に就いては直に本部に寄付しなければならないにも拘らず、これを無断で流用している。この事実は財務規程に違反し、秩序を乱したものと断定する。（資料五）

事実【三】組合の名誉を毀損し又は組合員たる品位を傷つけたる事実。

イ、特別生活対策は一九五四年度の最大の事業であり、組合員の借財を一掃する為に数回の総務部長会議で慎重に論議され、本部、支部間は十分なる連繋のもとに支障なく運営され完了した其の中に於いて港務支部は担当部長の職務怠慢に依り問題が発生、新聞に報道され或は報道の原因を作つた。

理由

右の事実は三池炭鉱労働組合の名誉ある伝統を傷つけ対外的に信を失墜せしめた。此の事は当時担当部長としての道山の責に負う処大なるものと断定する。

裁決理由

事実【一】【二】【三】を検討するに本人は特別生活対策業務執行当時の総務部長として業務の直接担当者であつた。本人は支部経理の責任者として現金の出納に関する各種伝票、帳簿記帳等は承知して居り、特に生対業務に就いては借用証の提出を求めなければならない事等も熟知して居た、特に生対事務完遂の為本部は経理に必要な各種伝票、台帳は支部に交付しているにも拘らず、それ等は一切記入せず、唯本人のメモに依り出納を行い借用証提出も切替分はあつたにしても六十八名も完備されず、本人自身も提出していない状態である。特に監事団の監査に当りては全く監査を受けられない状態にあり、早急整備の勧告に就いても誠意は認められず、監事島田信一の言に依れば「全く言語同断である」とさえ表現している事は職務怠慢も甚しい。尚新聞記事の記材を作つた事は本人の責任に依る処大であると断定出来る。

右の事実と理由を綜合し本微戒委員会は主文の如く裁決する。

昭和三十年八月八日

三池炭鉱労働組合　微戒委員会

微戒委員長　那須　俊春
〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　蓮尾　朝男

裁決書

港務支部　船積手　二二三五二　川畑　昭二郎

主文

右は微戒規程第十二条第二号を適用しけん責処分に附す。

事實及び理由

事実【一】川畑は借用証を提出せず特別生活対策貸付金を借用し事務を遅延せしめた事実。

イ、川畑は昭和二十九年十一月中旬に決定された三鉱労組特別生活対策事施に当り、支部執行委員会に於いて総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を充分承知していた。

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金渉が少く、組合員を第一義に考え執行委員の分は総務部長との話し合いの中から可能な範囲内で貸付を実施する事で資金の都合上分割貸付の形を採つた。

ハ、分割貸付で借用した為その都度出金伝票によつて借用し、借用証は一度出して撤回した。

理由

以上綜合すれば最終的な貸付を終了後まとめて出すという観点に立つておつたとはいえ現金出納、公金の性格、事務処理の内容を充分承知していながら借用証を提出せず特別生活対策貸付金を分割借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時において港務支部の特別生活対策事務遅延に対し監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行委員として充分の協力をしなかつた事実。

イ、川畑は支部執行委員として、「昭和三十年四月二十九日、支部長と調査のため現場巡りをしていた際、支部長から生活対策の監査がすんで居ない旨」を聞きながら支部執行委員会開催の要請もせず、何ら具体的対策を検討しなかつた。

理由

以上は再三の監事団、組合長の勧告があつたにも拘らず何等対策等検討せず。

支部執行委員としての適切なる処置を講じなかつた事は執行委員としての連帯責任を負うべきであると断定する。

裁決理由

以上の事実を綜合し本微戒委員会は憂重なる審議の結果、政治の貧困から来た組合員の借金苦を解放せんとした生活防衛の闘いである特別生活対策の重要性から見て之が事務処理に欠陥を生ぜしめた事実は直接的責任はないとはいえ各執行委員全員協力の上に立つて万全を期さねばならなかつた間接的責任を追及する。

然しながら当時機関の決定に依り組織の総力をあげて闘いつゝあつた週驟闘争において自ら大牟田市議会補員候補に立候補し、先頭に立つて闘争に専念していた実情よりして特別生活対策に完全なる協力が出来なかつた事実を認める。

イ、渋田は支部執行委員として、「公認会計士が来た時、支部長から報告をうけ、生活対策未監査」の事実を承知しながら道山に対し一生懸命やるよう励ましたのみで支部執行委員会開催の要請もせず、何ら具体的対策を検討しなかつた。

〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　蓮尾　朝男

裁決書

港務支部　機関士　二〇四八二　渋田　紀生

主文

右は微戒規程第十二条第二号を適用しけん責処分に附す。

事實及び理由

事実【一】渋田は借用証を提出せず特別生活対策貸付金を借用し事務を遅延せしめた事実。

イ、渋田は昭和二十九年十一月中旬に決定された三鉱労組特別生活対策実施に当り支部執行委員会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を充分承知していた。

ロ、貸付実施に当り執行委員は資金渉が少く、組合員を第一義に考え執行委員の分は総務部長との話し合いの中から可能な範囲内で貸付を実施する事で資金の都合上分割貸付の形を採つた。

ハ、分割貸付で借用した為、その都度出金伝票によつて借用し、借用証は何時でも出せると考えていた。

理由

以上綜合すれば最終的には貸付終了後提出しているが、現金出納、公金の性格、事務処理の内容を十分承知していながら借用証を提出せず特別生活対策貸付金を分割借用したことは事務遅延の原因であると断定する。

事実【二】昭和二十九年度決算時において港務支部の特別生活対策事務遅延に対し監事団、組合長の勧告をうけたにも拘らず支部執行委員として充分の協力をしなかつた事実。

イ、渋田は支部執行委員として、「公認会計士が来た時、支部長から報告をうけ、生活対策未監査」の事実を承知しながら道山に対し一生懸命やるよう励ましたのみで支部執行委員会開催の要請もせず、何ら具体的対策を検討しなかつた。

〃副委員長　荒木　勝
〃　委員　片岡　勇
〃　〃　松永　信男
〃　〃　高田　純男
〃　〃　松本　弘
〃　〃　古賀　徳継
〃　〃　蓮尾　朝男

裁決書

港務支部船積機運転手二〇五八〇　木原　照夫

主文

右は微戒規程第十二条第二号を適用しけん責処分に附す。

事實及び理由

事実【一】木原は借用証を提出せず特別生活対策貸付金を借用し、事務を遅延せしめた事実。

イ、木原は昭和二十九年十一月中旬に決定された三鉱労組特別生活対策実施に当り、支部執行委員会に於て総務部長会議の結論に基き支部自体の貸付方針を決定、執行部全員協力の上実施しその内容を十分承知していた。

（三面へつゞく）